

国 住 街 第 131 号
平成 27 年 12 月 24 日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局市街地建築課長

建築基準法に基づく国土交通大臣の承認を得て、条例により建築基準法の規定を緩和した具体的な事例について（技術的助言）

「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 1 月 30 日閣議決定）において、「事務の迅速かつ円滑な執行に資するため、国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う」とされたことを踏まえて、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）に基づく国土交通大臣の承認を得て、条例により法の規定を緩和した具体的な事例を下記のとおり通知します。

記

- ・特別用途地区内における地方公共団体の条例による建築基準法の制限緩和（法第 49 条第 2 項）【別紙 1・2】
- ・地区計画等の目的を達成するために行う市町村の条例による建築基準法の制限緩和（法第 68 条の 2 第 5 項）【別紙 3・4】
- ・伝統的建造物群保存地区内における市町村の条例による建築基準法の制限緩和（法第 85 条の 3）【別紙 5・6】

(参考抜粋)

○「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成 27 年 1 月 30 日閣議決定)

<p>6 義務付け・枠 付けの見直し等 【国土交通省】 (1) 建築基準法 (Vii)</p>	<p>以下に掲げる事務については、事務の迅速かつ円滑な執行に資するため、国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特別用途地区内における地方公共団体の条例による建築基準法の制限緩和 (49 条第 2 項)・ 地区計画等の目的を達成するために行う市町村の条例による建築基準法の制限緩和 (68 条の 2 第 5 項)・ 伝統的建造物群保存地区内における市町村の条例による建築基準法の制限緩和 (85 条の 3)
---	--